

## 2 社団法人青い森農林振興公社

### 1 法人の概要

(平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 一戸 洋次	県所管部課名	農林水産部 構造政策課	
設立年月日	昭和46年4月13日	出資金	10,200千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	5,100千円	50.0%	
	弘前市	360千円	3.5%	
	つがる市	340千円	3.3%	
	青森市	260千円	2.5%	
	十和田市	260千円	2.5%	
	五所川原市	240千円	2.4%	
	八戸市	220千円	2.2%	
	東北町	200千円	2.0%	
	青森県信用農業協同組合連合会	200千円	2.0%	
	むつ市	180千円	1.8%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	14名	1名	県OB1名
	監事	2名	名	
	職員	52名	31名	県派遣15名
業務内容	農地保有合理化事業、分収造林事業、青森県酪農振興センターの管理運営事業等			
経営状況 (平成18年度)	経常収益	2,676,130千円	(その他参考)	
	経常費用	2,847,370千円	県からの補助金	925,354千円
	当期経常増減額	171,240千円	県からの無利子借入金	21,108,562千円
	当期一般正味財産増減額	170,374千円	県からの受託事業収入	162,575千円
			県の損失補償	15,399,755千円

### 2 沿革

当法人は、昭和46年4月に、農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業を実施することにより、農業の健全な発展と農村経済の振興に資することを目的に「社団法人青森県農村開発公社」として設立された。

その後、平成15年4月に、財団法人青い森振興公社(平成15年3月解散)の分収造林事業及び林業労働力確保事業を承継するとともに、青森県酪農振興センターの管理運営を県から受託することとなり、名称を「社団法人青い森農林振興公社」に変更した。

なお、青森県酪農振興センターについては、平成18年4月から指定管理者制度が導入されているが、当法人が指定管理者に指定され、引き続き管理運営を行っている。

### 3 課題と点検評価

当法人については、平成18年度の報告書において提言した次の3点について点検評価を行った。

#### (1) 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行等

分収造林事業（当法人と森林所有者が分収造林契約を結び、当法人がスギ等を造林し、下刈、間伐等の適切な保育管理を行い、将来伐採したときにその収益を当法人と森林所有者とで分収する事業）は、当初、収益事業として始まったものであるが、現在では、事業の収支条件が大幅に変化し、収益事業として存続することはもはや困難な状況にある。

したがって、今後の経営の方向性としては森林の持つ公益的機能を維持する観点から県行造林へ移行することも検討すべきであると考えられたことから、平成18年度の報告書では、「『青森県分収造林のあり方検討委員会』における県行造林への移行に当たっての課題についての検討結果を踏まえ、県行造林へ速やかに移行すること」を提言していた。

また、平成17年度に行われた分収造林事業の長期収支試算によると、経営期間最終年度の平成68年度において325億円の欠損が生じる見込みとなっていたことから、「経費削減の徹底及び収入確保対策の推進を図り、欠損見込額325億円の縮小に努めること」及び「毎年度の決算書の作成に併せて長期収支試算を定期的に行うとともに、当法人の経営努力の状況、分収林の公益的価値等を含めて県民に情報提供を行い、当法人の経営努力、分収林の果たす重要な機能等について県民の理解を求めること」を提言していた。

これらの分収造林事業に関する提言への取組状況については、次のとおりである。

#### ア 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林へ速やかな移行

平成19年3月に「青森県分収造林のあり方検討委員会最終報告書」が知事に提出され、分収造林事業の経営を県に移管することが提言されている。

これを受けて、所管課では、現在、県行造林に移行することにより生じるメリット・デメリットについて検討を行っており、さらに、県行造林への移行以外の方法との比較などの検討も必要であるとしている。

#### イ 経費削減の徹底及び収入確保対策の推進

経費削減については、森林の持つ公益的機能の維持発揮が求められている中であっても、これまで事業の見直し、事業量の削減等により経費を抑制してきており、林業施業上限界に近づいている。しかし、債務を少しでも抑制するため、1回目の間伐作業（切捨て間伐）について、立木の生育状況等に応じ、立木の生育に支障を来さない範囲において除伐の歩掛りを用いて事業費を積算することにより、コストの削減を図るほか、作業の発注・契約方法の見直しによるコストの削減効果等についても長期的な視点に立って検討するとしている。

また、収入確保対策については、従来、随意契約により間伐材を森林組合に販売していたが、今後は、競争入札に付して増収を図るとしている。

#### ウ 定期的な長期収支試算及び県民に対する情報提供

定期的な長期収支試算については、平成18年度の決算書の作成に併せた長期収支試算は実施されていないことから、適切な時期に実施した上で、公表していただきたい。

また、県民に対する情報提供については、造林実績、分収造林事業を取り巻く状況、経営改善の取組状況、公社分収造林における公益的機能の評価、公社分収造林事業長期収支の見通しを当法人のホームページにおいて情報提供することとし、その内容について、現在、県と協議をしているとのことであった。

当法人が実施してきた分収造林事業における森林資源は、木材の生産機能に加え、貯水、洪水

緩和、土砂崩れの防止、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収など多くの公益的機能を有しているが、当法人の分収造林事業が将来の県民に多大な負担を押し付けるものであってはならないことは言うまでもない。

そのため、平成17年度に試算された欠損見込額325億円の縮小に努めるべく、人件費のさらなる削減を含む経費削減の徹底及び収入確保対策の推進、更には、県行造林への移行を含むあらゆる方法を検討し、適切に対応する必要がある。

(2) 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消等

平成17年度末の滞納小作料は、滞納者数95名、滞納金額1億9,677万円となっており、また、同年度末の長期保有農地(売渡しを予定していた農家の経営の悪化等により売渡しができず、当法人が5年以上保有している農地)は、44件、136.7ha、買取価格5億2,082万円となっており、当法人の経営健全化のためにはこれらの解消と新たな滞納小作料及び長期保有農地の発生防止が課題となっていた。そのため、平成18年度の報告書では、「農地保有合理化事業については、引き続き滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消に努めること」を提言していた。

本提言については、平成19年度から新たな保証金・保証人制度を導入し、滞納小作料及び長期保有農地の発生防止に努めているとともに、平成18年度において、債権管理・回収専門員2名と現地駐在員2名を配置したほか、法的手続を7件実施し、滞納小作料及び長期保有農地の解消に努めている。

平成16年度から平成18年度までにおける滞納小作料及び長期保有農地の状況は、次のとおりとなっており、平成18年度は、滞納小作料及び長期保有農地ともに、新規発生よりも解消が多く、金額ベースで初めて前年度よりも減少した。

【滞納小作料の状況】

(単位：人、千円)

区 分	期首		解消		新規発生		期末	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
平成16年度	100	161,575	52	26,864	62	56,506	101	191,216
平成17年度	101	191,216	82	36,459	56	42,017	95	196,775
平成18年度	95	196,775	75	37,107	47	26,454	88	183,495

平成18年度は、自己破産等により回収不能となった4人、263万円について貸倒損失処理を行っている。

【長期保有農地の状況】

(単位：件、千円)

区 分	期首		解消		新規発生		期末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成16年度	23	307,563	5	31,692	17	186,408	35	462,278
平成17年度	35	462,278	10	59,625	17	118,171	44	520,824
平成18年度	44	520,824	16	130,114	5	63,503	36	454,213

農地保有合理化事業を含む農村会計については、正味財産増減額が平成17年度 154,230千円、平成18年度 176,213千円と2年続けて大幅な減少となっているほか、今後5年間の一般正味財産増減額も、次のとおりマイナスが続く見込みとなっている。

【今後5年間の一般正味財産増減額の見込み】

(単位：千円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
当期一般正味財産増減額	14,544	26,052	7,521	24,169	12,716
一般正味財産期末残高	147,613	121,561	114,040	89,871	77,155

その原因は、滞納小作料及び長期保有農地に係る引当金の計上、これらに係る借入金の支払利息等によるものとされており、今後の滞納小作料及び長期保有農地の発生及び解消次第では、近

い将来において一般正味財産がマイナスとなり、農地保有合理化事業の継続に支障を来すのではないかと危惧される。

当法人からは、滞納小作料及び長期保有農地の解消及び新規発生の防止等について取り組むことにより、平成24年度以降については一般正味財産増減額がプラスに転じる見込みであるとの説明があり、また、既に見たとおり、滞納小作料及び長期保有農地の解消及び新規発生の防止に関する当法人の取組については、一定の成果が現れてきているが、滞納小作料及び長期保有農地の残高が依然として大きく、当法人の経営に多大な影響を与えていることから、これまで以上に滞納小作料及び長期保有農地の発生防止及び解消に努める必要がある。

平成17年度の決算書では、長期保有農地について、近傍類似地価格をもとに算定した合理化事業用地損失引当金5,648万円が計上されていたが、実際には近傍類似地価格による売却が困難と認められた農地もあったことから、平成18年度の報告書では、「長期保有農地に係る合理化事業用地損失引当金については、売却可能価額等をもとに、より実態に即した額を計上すること」を提言していた。

本提言については、平成19年2月28日に、「推定売渡価額が時価より低い場合には、簿価と推定売渡価額との差額を引当金として計上する」旨の引当金取扱要領の改正がなされており、これにしたがって、平成18年度の決算書において合理化事業用地損失引当金17,638万円が計上されていることを確認した。

### (3) 青年農業者等育成センター事業のより効果的・効率的な実施

青年農業者等育成センター事業については、全体的に計画に対する実績が低いので、平成18年度の報告書では、「事業の周知徹底を図るなど、より効果的・効率的な事業の実施に取り組むこと」を提言していた。

本提言については、平成18年度において、ホームページの充実や関係機関へのポスター等の配布により本事業のPRに努めたとしているが、全体的には平成17年度と同程度の実績となっていることから、本事業について一層の周知徹底に努め、より効果的かつ効率的な事業の実施に取り組む必要がある。